

(仮訳)

1979 年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第 444 号) 2023 年

件名 食品添加物の使用基準、条件、方法および比率の規定 (第 3 版)

食品の添加物に関する保健省告示を改正増補し、食品製造技術の向上および国民の安全保護をより強化することが適切であるため、1979 年食品法の第 5 条の第 1 段落、ならびに第 6 条の(4)および(5)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 2020 年 9 月 2 月付の保健省告示 2020 年 (第 418 号)「食品添加物の使用基準、条件、方法および比率の規定 (第 2 版)」の添付資料 1 および添付資料 2 を廃止し、本告示の添付資料に置き換える。

第2条 本告示の施行日の前に、保健省告示 2020 年 (第 418 号)「食品添加物の使用基準、条件、方法および比率の規定 (第 2 版)」に基づく使用規定により承認された食品添加物を使用している販売目的の食品について、食品製造者または輸入者は本告示の施行日から 2 年間は食品を販売することができる。

第3条 本告示を官報掲載日 (訳注: 2023 年 12 月 6 日) の翌日より施行する。

2023 年 11 月 14 日告示

チョラナーン・シーゲオ

保健大臣

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2023 年 12 月 7 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=573326216132698112&name=P444.pdf>